

西部配水場に配水塔を建設します。

西部配水場（大久保町西脇、魚住町金ヶ崎）周辺の高台地域へ安定して水道水を送るため、場内に配水塔を建設します。配水塔は内部に高架タンクを備えた構造となっており、ここから高台地域へ自然流下による配水ができるようになります。従来のようにポンプで加圧して配水していたのに比べると、停電時などでも圧力変動や断水の心配をすることなく、安定して水道水をお届けすることができます。今年度に工事に着手し、完成は20年3月の予定です。



配水塔の概要

- 高架タンクの容量 400m³
- 高さ 約27m
- 直径 約13.5m
- 形状 円筒形
- 構造 ステンレス複合材 + 鉄筋コンクリート

明石川浄水場と東部配水場を結ぶ送水施設等が完成しました。

明石川浄水場（大道町1丁目の水道水（高度処理水）を東部配水場（荷山町）へ送水するためのポンプ施設や送水管が3月に完成し、4月から明石川以東のすべての地域が明石川浄水場の管轄となりました。これに伴い伊川谷浄水場は廃止しました。



送水施設の概要

- ポンプ棟・・・地階ポンプ室・1階電気室 延床面積 634m²
- ポンプ施設・・・予備を含めて4台
- 送水管・・・新設 φ500mm 1,316m 総延長 4,633m
- 高低差・・・約46m

水質検査係から

安心して飲んでいただけるよう

私たちは目をひかせています

水質検査係長 酒井 健次

水道水を安心して飲んでいただくため、水質に関わるさまざまな検査を行っているところが水質検査係です。水質検査係は、明石川浄水場内にあり、5名の職員（化学技術職員）が水道水の水質などに絶えず目をひかせています。

水道水には、水道法により必ず守らなければならない水質基準項目があり、そのための水質検査が義務付けられています。

明石市では、より安心して水道水をご使用いただけるよう、水質基準項目以外の数多くの項目についても、市内各所の給水栓（じゃ口）で水質検査を行っています。

水質検査には水道水の検査の他にも大切な検査があります。それは、水道水をつくる原料である水源水質の検査です。

明石市の水源である明石川の河川水、野々池及び亀池貯水池の貯留水、深井戸からの地下水は適時適切に検査を行い、良好な状況を維持しているかどうかを確認しています。

また万一、水源へ汚染物質が流入する恐れがある場合は、関係機関（河川管理者、神戸市及び明石市の環境部局など）と迅速に連携を図り、適切な対応がとれる体制を整えています。

私たちは、市民の皆さま、お一人おひとりがモニターであると考え、より良い水質の水道水をお届けすることに努力しています。水道水の水質で、何か疑問に思われたことや感じられたことがあれば、何でもご質問いただきたいと思います。

水道水は、さまざまな検査を行い、飲用として安全安心であることを確認し、自信をもってお届けしておりますので、安心してお飲みいただきたいと思っています。



平成18年度

水質検査計画を策定しました

明石市水道部では、皆さまに安全で良質な水道水をお届けできるよう、定期的に水道水の水質検査を実施しています。この水質検査をより適正な内容にするともに、皆さまに検査の内容をご理解していただけるよう、昨年度に引き続き、「平成18年度明石市水道部水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします。

水質検査計画の概要

水質検査計画は、適正な水質検査を行うにあたり、年間に行う水質検査の項目や地点などを定めたものであり、以下のような構成となっています。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道原水及び水道水の状況
- 4 検査地点、検査項目及び検査回数
- 5 水質検査方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の自己／委託の区分
- 8 水質検査計画及び結果の公表
- 9 水質検査の信頼性保証
- 10 関係者との連携

水質検査計画の閲覧方法

水質検査計画の詳細は、明石市水道部ホームページ「明石の水道」(水質情報のページ)でご覧いただけます。また、行政情報センター(市役所本庁舎2階)、水道部(市役所分庁舎3階)においても閲覧していただけます。



「小規模貯水槽」

1年以内ごとに1回、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による水質(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素)の検査を受けるよう努めます。

5 定期検査

「簡易専用水道」

1年以内ごとに1回、定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関での施設、管理状況、給水栓(じゃ口)における水質検査および書類の整理等に関する検査が義務付けられています。

4 給水の停止・危機情報の周知

給水する水が人の健康を害する恐れがある場合は、直ちに給水を停止して利用者、水道部などの関係者に知らせる。

3 水質の管理

じゃ口から出る水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めるときは、必要な水質検査を速やかに行う。

2 施設の点検

有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するよう施設の点検を行い、不備のある箇所は速やかに改善する。

1 貯水槽の清掃

1年以内ごとに1回、定期に清掃し、清潔な状態を保つ。

貯水槽の管理基準

貯水槽の設置者が行うべき管理の基準は、次のとおりです。(以下の内容は、簡易専用水道については水道法、小規模貯水槽水道については明石市水道条例に規定されています。)

定期的な清掃を

貯水槽は、常に水で満たされているわけではありませんので、清潔に保つためには定期的に清掃など適切な管理が欠かせません。貯水槽の設置者(マンションなどの所有者、管理組合、管理会社等)は責任を持って管理を行う必要があります。

「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」

マンションなどおおむね3階建て以上の建物の多くは、水道本管から引き込んだ水道水を、いったん貯水槽(受水タンク)に溜めて、そこからポンプなどの設備によって各家庭に水道水を送っています。このうち貯水槽の有効容量が10m³を超えるものを「簡易専用水道」、有効容量が10m³以下のものを「小規模貯水槽水道」といいます。

貯水槽(受水タンク)の適正な管理について

水質検査結果のお知らせ

水道部では、市民の皆さまに安全でおいしい水道水をお届けするため、定期的に水質検査を実施しています。昨年度も、全ての検査地点において水質基準を十分にクリアしており、安心してご利用していただける結果となっていました。ここでは、市内末端じゃ口における検査結果をお知らせします。

※明石市水道部ホームページ「明石の水道」の水質検査コーナーでは、浄水場での検査結果や、「水質管理目標設定項目」の検査結果についてもご覧になることができます。

●平成17年度 水質検査結果(市内末端じゃ口の集計値)●

分類	基準No	項目	単位	基準値	年間平均値	年間最小値～年間最大値
人の健康に影響を与える項目	1	一般細菌	集落/mL	100以下	0	0
	2	大腸菌	MPN/100mL	検出されないこと	陰性	陰性～2未満
	3～9	水銀、シアンなど(注1)	mg/L	-	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10以下	0.49	0.10～1.0
	11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	0.09	0.08未満～0.20
	12	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0以下	0.1未満	0.1未満～0.3
	13～20	四塩化炭素、1,4-ジオキサンなど(注2)	mg/L	-	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	21	クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸	mg/L	-	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	24	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1以下	0.01未満	0.01未満～0.01
	25	臭素酸	mg/L	0.01以下	0.001	0.001未満～0.006
生活利用上・施設管理上検査が必要な項目	26	総トリハロメタン	mg/L	0.1以下	0.02	0.01未満～0.03
	27	トリクロロ酢酸	mg/L	0.2以下	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	28	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.03以下	0.003	0.003未満～0.012
	29	プロモホルム	mg/L	0.09以下	0.009未満	0.009未満～0.012
	30	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08以下	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	31,32,34,36	銅、マンガンなど(注3)	mg/L	-	基準値の1/10未満	基準値の1/10未満
	33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3以下	0.03未満	0.03未満～0.05
	35	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200以下	24	20未満～38
	37	塩化物イオン	mg/L	200以下	53	23～126
	38	カルシウム、マグネシウム(硬度)	mg/L	300以下	85	42～127
基礎的性状	39	蒸発残留物	mg/L	500以下	180	90～270
	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	5以下	0.7	0.1～2.7
	40	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2以下	0.02未満	0.02未満
	43	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02以下	0.005未満	0.005未満
	41	ジェオスミン	mg/L	0.00002以下(注5)	0.00001未満	0.000001未満 0.000001
	42	2-メチルインボルネオール	mg/L	0.00002以下(注5)	0.00001未満	0.000001未満 0.000002
	44	フェノール類	mg/L	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満
	46	pH値	-	5.8以上8.6以下	7.2	6.9～7.6
	47-48	味・臭気	-	異常でないこと	異常なし	異常なし
	49	色度	度	5以下	1未満	1未満～1
50	濁度	度	2以下	0.1未満	0.1未満～0.1	
消毒	-	残留塩素	mg/L	0.1以上(注6)	0.6	0.3～1.1

(注1)人体に有害な重金属・無機物質7項目のことです。
 (注2)主に化学工業の原料として使用され、地下水の汚染物質として知られている8項目のことです。
 (注3)金属である銅、マンガン、亜鉛、アルミニウムの4項目のことです。
 (注4)水源の富栄養化に伴い発生した藻類から産出される物質です。
 (注5)0.00002mg/LはH19年3月31日までの暫定基準値です(H19年4月1日からは0.00001mg/L)。
 (注6)衛生上必要な措置としての値です。

INFORMATION

水道のご使用開始・中止などの

届出窓口が変わりました。

平成18年4月3日から水道のご使用の開始、引越し等によるご使用の中止の届出窓口が、営業課から「明石市水道料金お客様センター」に変わりました。同センターでは次の業務も行っております。業務は年始(1/1~1/3)を除く毎日(午前8:55~午後5:40)行っております。

「明石市水道料金お客様センター」の業務

- 水道の使用開始・中止の受付
- 名義変更(使用者の名義が変わるとき)の受付
- 納付書等の送り先変更の受付
- 口座振替の申込み、金融機関の口座の変更の受付
- 検針水量(使用水量)についての問合せ
- 水道料金等の収納について

水道料金等の減免制度

対象は、「生活保護の受給家庭」と「65歳以上のひとり暮らしの方」で、減免額と減免期間は次のとおりです。

1 生活保護の受給家庭

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	全額
減免期間	申請後、決定された日以後の検針分から生活保護の受給期間中	

2 下記のいずれにも該当する「ひとり暮らし高齢者」

- 4月1日現在65歳以上で、市内に居住し住民登録をしている方
- 一定の所得(老齢福祉年金支給限度額)未満の方

減免額	水道料金	基本料金の半額
	下水道使用料	基本料金の半額
減免期間	申請後、決定された日以後の検針分から資格喪失日まで	

ご注意

「申請者氏名・住所」と「水道使用者氏名・使用場所」が異なるときは、減免が受られません。

また、市内に転居された場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。

営業課 業務係 ☎918-5043

ろうすい

漏水のチェック方法

地中や床下またはトイレのタンクなど気がつかないところで、水が漏れていることがあります。水道料金が急に高くなるなど漏水の疑いがある場合は、次のようにして調べてみてください。

① 家中すべてのじゃ口を閉める。

② 水道メータのパイロットが回っていないか見る。

少しでも回っていたら、どこかで水が漏れている証拠です。

すぐに明石市指定給水装置工事業者に修理をご依頼ください。



パイロット

水道メータは、メータボックスの中にあります。メータボックスは、通常は玄関付近に設置してありますが、水道引き込み位置により異なる場合があります。

! 悪質な商法にご注意ください

水道部の職員を装うなど悪質な詐欺や訪問販売が相次いでいます。

水道部が、宅内水道管の洗浄や浄水器の購入、家庭配管の元につける磁気活水器などを家庭にお勧めすることはありません。

不要な契約を迫られたり、ご不審に思われたときは、はっきりとお断りください。

勧誘の手口

- 1 水の無料点検を理由に来訪し、「この水を飲むと体に悪い」と勧誘
- 2 水質検査、水についてのアンケート、パッキンの無料交換を理由に、家にあがりこみ勧誘
- 3 水道水の検査と称して塩素に反応する試薬を入れ、変色した水を指し「水が汚れているから」と勧誘
- 4 糖尿病やアトピーに効くと嘘の薬効を説明する
- 5 水道水から鉛が溶け出して危険と不安がらせて勧誘
- 6 じゃ口の大きさを見せてほしいとあがりこみ、勝手に浄水器を取り付けて請求
- 7 「水道部のほうから来ました」などと公的機関から来たと思わせる「かたり商法」
- 8 判断不十分者に対して有無を言わず浄水器を取り付けて請求
- 9 夜(7時や8時)に来訪し、数人で長時間居座り勧誘
- 10 最初の金額から大幅な値引きを強調

高額な契約をする際は、その場で契約せず家族や友人など周囲の方と相談しましょう。

「明石市水道部営業課」☎078-918-5067

契約のトラブルは

「あかし消費生活センター」☎078-912-0999へご相談ください。



明石市水道料金お客様センター

☎926-5507

- * 水道の使用開始・中止
- * 水道使用者の名義変更
- * 水道料金 など

工務課 ☎918-5066

- * 水道本管の工事 など

営業課 ☎918-5067

- * 水が出ないとき
- * 水が濁っているとき
- * 道路から水がもれているとき
- * 水道工事に関すること
- * 貯水槽の維持管理
- * 指定給水装置工事業者に関すること など

浄水課 ☎918-5068

- * 浄水場・配水場・取水場・貯水池
- * 水道水の品質
- * 浄水処理の方法 など

総務課 ☎918-5064

- * 予算・決算
- * 広報紙・ホームページ
- * その他のお問い合わせ・ご意見